

「求人開拓事業民間競争入札実施要項」の概要

○ 求人開拓事業の内容及びその実施に当たり確保されるべき求人開拓事業の質

① 事業の概要

依然として雇用失業情勢が厳しい地域において、求人を量的に確保するための求人開拓を推進するもの。

② 対象地域

次の5地域。

(北海道旭川地域、青森東青地域、高知中央地域、福岡筑豊地域、長崎県北地域)

③ 委託事業の内容

求人提出の勧奨、具体的な求人につながる求人未提出事業所情報について安定所への提出等

④ 確保されるべき求人開拓事業の質

開拓求人の充足数900人以上。

○ 実施期間

平成19年4月1日から平成20年3月末日まで

○ 入札参加資格

- ・ 法律に定める欠格事由に該当する者でないこと
- ・ 就職支援、求人情報提供又は職業紹介事業の実績が3年以上あること
- ・ 労働保険・厚生年金保険等の未適用及び保険料の未納がないこと
- ・ 障害者雇用率(1.8%)の達成事業所であること 等

○ 入札に参加する者の募集

入札参加者は、入札金額を記載した書類(入札書)と業務運営の具体的方法等に関する書類(企画書)を提出。

【企画書の内容】 事業の実施期間を通じて開拓する求人件数、求人数、及び求人充足数の目標を明記の上、当該地域における労働市場の状況、これを踏まえた求人開拓の方法、実施体制等を記載。

○ 求人開拓事業を実施する者を決定するための評価の基準

落札者の決定は、総合評価方式により行う。評価の決定は、厚生労働省に設置する評価委員会において行う。

① 必須項目審査

企画書記載の各項目について、目的整合性、実施可能性を審査。

これらが確保されている場合、基礎点として144点を付与。

② 加点項目審査

企画書記載の各項目について、事業の実施に当たってより効果が期待されるかどうか、応募者間の比較審査。

加算点の配点は計144点。

③ 落札者の決定

基礎点及び加算点の合計点を入札価格で除して得られた値が最も高い者を落札者として決定。

○ 求人開拓事業の実施状況に関する情報の開示

国が従来の実施に要した経費、人員等に関する情報を開示。

○ 民間事業者が、求人開拓事業を実施するに当たり、厚生労働大臣に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の求人開拓事業の適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

- ・ 当事業に従事する者は、労働保険及び社会保険に加入しなければならない
- ・ 開拓した求人情報を、自らが行う事業に活用してはならない 等

○ 求人開拓事業に係る評価に関する事項

実施期間終了後に内閣総理大臣が行う、対象公共サービスの実施の在り方に関する評価に必要な情報を収集するため、次の事項を調査。

【調査項目】

- ・ 開拓求人として受理された件数
- ・ 当該求人に係る求人数、求人充足数
- ・ 開拓求人に占める正社員求人の割合
- ・ 事業の運営に要した経費